

六ヶ所村禁煙外来治療費助成事業について

..... ～六ヶ所村では、皆様の禁煙を支援します～

六ヶ所村では、喫煙による生活習慣病を予防することを目的に
禁煙外来治療費を助成しています。

禁煙外来治療は、おおむね 12 週、5 回の通院が必要となります。

助成を希望される方は、以下をご覧くださいになり保健相談センターへ申請してください。



対象者

以下の①～④の**すべて**に当てはまる方

①村内に住民票のある 20 歳以上の方

②禁煙外来治療の所定の医療機関で
治療過程を完了した方

③禁煙外来治療を完了したことについて
医師の証明を受けた方

④今までに禁煙外来治療の助成を
受けたことがない方



助成額

全額

(保険診療で禁煙外来治療に
要した本人負担額)



申請に必要なもの

・禁煙外来治療に要した費用(薬剤費を含む)が確認できる領収書

・禁煙外来治療が完了したことを証明できるもの

※申請には、禁煙外来の治療過程を完了したという医療機関からの証明が必要になります。証明書が発行されない場合には、「禁煙外来治療終了証明書」を保健相談センターで受け取るか、村ホームページからダウンロードし、医療機関から記入していただく必要があります。事前にご確認ください。

・振込先口座が確認できる通帳など

・印鑑



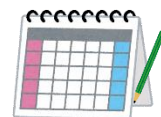
申請先

保健相談センター



申請期限

治療完了後、概ね 3 か月以内



禁煙外来治療を実施している周辺の医療機関

●地域家庭医療センター(電話:0175-73-7122)

●千歳平診療所(電話:0175-74-2301)

●公立野辺地病院(電話:0175-64-3211)

その他、禁煙外来治療を実施している青森県内の医療機関については、青森県庁ホームページ「禁煙治療医療機関紹介」をご覧ください。